五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千百七十六億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で千八百二十三億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　二兆三千百七十五億三千四十八万五千四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千八百二十二億八千九百七十九万千二百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十六年三月二十五日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭四厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭四厘四毛
十二　償還期限　平成二十六年五月二十三日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十六年三月二十五日

○財務省告示第百三十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年四月九日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第四百四十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千七百二十七億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千五百七十二億四千万円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千七百二十二億五千八百九十二万五百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千五百七十二億百五十九万千八百四十円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十六年三月二十八日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭一厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭一厘六毛
十二　償還期限　平成二十六年六月三十日　ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十六年三月二十八日

○文化庁告示第十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年十二月二十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十六年四月九日　文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照
二　利用者の住所及び氏名　京都府京都市左京区岩倉南桑原町五十六　株式会社世界思想社教学社（代表取締役　高島照子）
三　利用方法　出版用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。
四　補償金の総額　七一、九四七円